

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
人材養成事業	中小企業団体が経営者及び従業員のために研修を実施したとき。	事業費の100分の50以内 100万円限度
	中小企業の経営者及び従業員が国、県及び市（えひめ東予産業創造センター、ものづくり産業振興センター）が設置した機関で研修を実施したとき。	
	中小企業の経営者及び従業員が別に定める職種及び等級の技能検定試験を受験し、合格証書の交付を受けたとき。	

新居浜市中小企業振興条例

・（人材養成のための事業に対する補助）

第9条 市長は、中小企業団体が経営者及び従業員のために研修を実施したときは、当該中小企業団体に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

・（研修事業に対する補助）

第10条 市長は、中小企業の経営者及び従業員が人材養成のため、市長が別に定める機関で研修したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

・（資格取得事業に対する補助）

第10条の2 市長は、中小企業の経営者及び従業員が後継者の育成、技能の向上等を図るため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する厚生労働大臣が行う技能検定のうち、市長が別に定める職種及び等級について、合格証書の交付を受けたときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該資格の取得に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

・（人材養成のための事業に要した経費等）

第9条 条例第9条第2項に規定する市長が必要と認める額は、経営者（後継者を含む。）並びに従業員の能力の開発及び向上のため派遣研修を行った場合は、それに要した旅費、負担金及び受講料とし、講師招へいによる講演会及び技術診断等の研修を行った場合は、それらに要した経費とする。

・（人材養成のための機関の範囲等）

第10条 条例第10条第1項に規定する市長が別に定める機関は、次のとおりとする。

- (1) 国、県及び市が設置した中小企業のための人材養成機関
- (2) 市長が認める中小企業のための研究開発機関及び研究開発支援機関
- (3) その他特に市長が認める機関

2 条例第10条第2項に規定する市長が必要と認める額は、同一年度内に参加した研修受講料（年会費を含む。）及び負担金の合計額とする。

・（資格の範囲等）

第10条の2 条例第10条の2第1項に規定する市長が別に定める職種及び等級は、別表第3のとおりとする。

2 条例第10条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、同一年度内に受験し、合格証書の交付を受けた技能検定試験の受験料の合計額とする。

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・ 市税が完納されていること（法人、代表者）
- ・ 市内において1年以上継続して事業を行っていること
- ・ 人材養成のための事業、研修事業、資格取得のための事業を実施したこと（条例・規則のとおり）

※ 市内の本支店に勤務する従業員が対象。

申請の時期

人材養成のための事業、研修事業、資格取得のための事業を実施した後（条例・規則のとおり）

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）…法人と代表者の各1通（原本）
中小企業団体は団体と団体の代表者
- ※外国人労働者については、在留カード（コピー）

（人材養成のための事業に対する補助）

- ・請求書、領収書、事業報告書

（研修事業に対する補助）

- ・講座受付確認書または請求書（コピー）
- ・受講修了書（コピー）
- ・受講料等の領収書（コピー）
- ・領収書等で研修日が分からない場合は、研修案内等（写）

（資格取得事業に対する補助）

- ・検定料支払い領収書（コピー）
- ・技能検定試験合格証書（コピー）
- ※受験料のみを補助対象とする。（交通費等は含まない。）

※ 技能検定試験とは

技能検定試験とは、技能の向上とその経済的・社会的地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づいて労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する技能の国家検定制度です。

※ 外国人労働者の対象化について （令和2年4月1日～）

在留カードの交付を受けた中長期在留者の従業員が新たに対象となります。
ただし、原則として就労が認められない在留資格「留学」、「研修」、「家族滞在」、「文化活動」、「短期滞在」で在留している方は対象外となります。

中小企業振興条例施行規則

別表第5 （第10条の2関係）

1	検定職種
(1)	金属溶解
(2)	鋳造
(3)	鍛造
(4)	金属熱処理
(5)	粉末冶金
(6)	機械加工
(7)	放電加工
(8)	金型製作
(9)	金属プレス加工
(10)	鉄工
(11)	工場板金
(12)	めっき
(13)	アルミニウム陽極酸化処理
(14)	金属ばね製造
(15)	仕上げ
(16)	切削工具研削
(17)	機械検査
(18)	ダイカスト
(19)	機械保全
(20)	電子機器組立て
(21)	電気機器組立て
(22)	半導体製品製造
(23)	プリント配線板製造
(24)	内燃機関組立て
(25)	空気圧装置組立て
(26)	油圧装置調整
(27)	縫製機械整備
(28)	建設機械整備
(29)	農業機械整備
(30)	プラスチック成形
(31)	強化プラスチック成形
(32)	配管（プラント配管作業に限る。）
(33)	テクニカルイラストレーション
(34)	機械・プラント製図
(35)	電気製図
(36)	金属材料試験
(37)	塗装
(38)	溶射
(39)	電気回路接続
(40)	産業洗浄

2 等級

特級、1級又は2級（ただし前項第38～第40号までは除く）